

四万十町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 四万十町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金に関する事項
- (2) 町の運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱する。

- (1) 四万十町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 高知運輸支局長又はその指名する者
- (6) その他交通会議が必要と認める者

2 前項第4号及び第6号に掲げる者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 交通会議に会長をおき、前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長が指名した者が会議の議長となる。

- 2 交通会議の議決の方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 3 交通会議は原則として公開とする。

(幹事会)

第6条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

- 2 幹事会は、交通会議が必要と認めた者によって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者から意見を聴くことができる。

(協議結果の取り扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務、窓口)

第8条 交通会議の庶務は、四万十町企画課において処理する。

- 2 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、四万十町企画課に連絡・通報窓口を設置する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月17日から施行する。